

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、公募型プロポーザル方式による随意契約を行うので、次のとおり公告する。

令和8年4月30日

田原市長 山下 政 良

1 応募に付する事項

- (1) 件 名 田原市児童クラブ・学習指導員運營業務
- (2) 場 所 田原市地内
- (3) 委託期間 契約期間：令和8年7月上旬から令和12年10月31日まで
履行期間：令和8年10月1日から令和12年9月30日まで
- (4) 概 要

主な内容は次のとおりとし、詳細は「田原市児童クラブ・学習指導員運營業務仕様書」のとおりとする。

- ア 田原市児童クラブ業務に関すること
- ・市営児童クラブの運営全般
 - ・児童の入退所の手続等
 - ・利用料等の徴収代行及び保険加入
 - ・職員の労務管理

- ・ 消耗品の購入
- ・ 関係機関との連携
- ・ その他

イ 学習指導員業務に関すること

- ・ 市内学校等への学習指導員の配置、労務管理
- ・ 配慮が必要な児童・生徒の安全確保・生活支援・行動面の自立を促す支援及び見守りに対するサポート業務
- ・ 関係機関との連携

2 応募に必要な資格に関する事項

(1) 契約締結時において、田原市の「令和 8・9 年入札参加資格者名簿」以下の業務分類に登録が見込まれること。

ア 「(大分類) 03. 役務の提供等」、「(中分類) 16. その他の業務委託等」、「(小分類) 99. その他(包括業務委託)」

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと及び同条第 2 項の規定に基づく本市の入札制限を受けていないこと。

(3) 田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領(平成 19 年 2 月 1 日施行)に基づく入札参加停止の措置又は田原市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成 19 年 4 月 1 日施行)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 令和 3 年度以降に、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)

第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施又は事業運営を受託した実績を有していること。他の自治体の受託実績については、人口規模が4万人以上のものを対象とする。

(6) 参加申込みを複数の企業（構成員）で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加する場合は、次のとおりとする。

ア 入札参加グループ結成の協定書兼委任状により定められた代表者が、申請手続を行うものとする。

イ (1)については、代表構成員が該当していれば良いものとする。

ウ 入札参加グループの構成員は、単独又は他の入札参加グループの構成員として重複して申込みをすることはできない。

3 企画提案の実施方法等

「田原市児童クラブ・学習指導員運営業務公募型プロポーザル実施要領」、「田原市児童クラブ・学習指導員運営業務仕様書」及び「田原市児童クラブ・学習指導員運営業務公募型プロポーザル評価基準」（以下「実施要領等」という。）のとおりとする。

4 実施要領等交付期間、交付場所等

(1) 交付期間

令和8年4月30日（木）から令和8年5月15日（金）午後5時まで

(2) 交付方法

実施要領等の交付は、田原市公式ホームページにおいて行うものとする。

5 参加表明書類の提出

(1) 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

田原市教育部生涯学習課へ持参又は電子メールにより提出するものとする。電子メールの場合、件名を下記のとおり記載すること。なお、いずれの場合も確認のため、事前に電話連絡すること。（件名：【会社名】「田原市児童クラブ・学習指導員運營業務プロポーザル参加表明について」）

6 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

田原市教育部生涯学習課へ持参又は郵送するものとする。持参の場合は時間調整のため、来庁前日までに電話連絡をすること。郵送の場合は必ず簡易書留郵便とし、発送の前に電話連絡すること。作成データも併せて電子媒体（CD-R等）を1枚で提出をすること。

(3) 提案上限額 総額金1,048,276千円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

見積書を提出する際は、この金額を超えてはならない。

7 優先交渉権者の選定方法

「田原市児童クラブ・学習指導員運營業務公募型プロポーザル

評価基準」のとおりとする。

8 特に定めた事項

前払金については、行わないものとする。

9 契約保証金

(1) 契約の相手方は、田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号。以下「財務規則」という。）第125条第1項の規定に基づき契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

(2) 契約の相手方は、財務規則第126条の規定により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 財務規則第127条の規定に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

10 問合せ先

教育部生涯学習課 電話0531-23-3635